平成２４年（フ）第１４号
鳥取県鳥取市湖山町北４丁目215番地
債務者　小松　雅朗
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５号
鳥取県米子市淀江町中間291番地10
債務者　福田　和子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４８３号
広島市安佐南区西原４丁目６番20―202号
ユーロハイツ柏村Ａ棟
債務者　宮地　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４８号
広島県山県郡北広島町蔵迫1489番地１
債務者　淺木　公江（旧姓畑中）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５７号
愛媛県松山市北久米町153番地　久米団地３棟311号
債務者　岡本　勇一
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７１号
愛媛県新居浜市高木町４番25号、前住所愛媛県西条市樋之口131番地３　ファミール樋之口202号
債務者　大原　　太
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第７２号
愛媛県四国中央市土居町北野甲1599番地１、前住所愛媛県新居浜市泉宮町９番125号
債務者　近藤　雅之
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第７３号
愛媛県四国中央市妻鳥町450番地１　チェリーハイツ202号
債務者　石川　理恵
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第７５号
愛媛県四国中央市土居町畑野497番地
債務者　二村健太郎
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３８号
福岡県筑後市大字熊野769番地２　レジデンシャル筑後Ｂ―202号
債務者　吉原　伸一
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１６２号
大分市坂ノ市南３丁目５番23号　青空Ⅱ201
債務者　小野惠美子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８９号
大分市花江川５番18号　ミザール201
債務者　益山　正和
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１９５号
大分市大字田尻860番地の15
債務者　幸　　敦子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０６号
大分市日吉町10番７号　バージョンハウス日吉303
債務者　藤津　啓史
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１１号
大分市下郡北２丁目９番23号　フローラルセキ202
債務者　岩武　真司
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９２号
宮崎県日向市原町１丁目１番13号　浜崎ビル403号
債務者　橋本　洋明
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２０７号
鹿児島県日置市吹上町今田379番地６
債務者　田中　由樹
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係